



## 令和 2 年度 安全重点施策

令和 2 年 4 月 1 日

伊勢湾フェリー株式会社

1. 安全管理規程及び安全方針に基づき、安全水準の一層の向上を図るため、安全重点施策を以下のとおり定める。
  - (1) 運航基準に沿った航行を実施し、慎重な操船に徹し事故防止に努める。
  - (2) 車両誘導時の「声・動作」による明確な合図及び停車後の車止めと単車の固縛を徹底し、「車両の接触・単車の転倒事故」防止に努める。
  - (3) 着岸・離岸、可動橋・タラップの架け離し時など、指差し呼称で安全確認を実施し、お客様の安全確保に努める。
  - (4) アルコール検知器による発航前点検の飲酒チェック記録の実施を継続する。
  - (5) 就業前のミーティングを実施し、作業内容と作業担当を明確化することで作業の円滑化、事故防止に努める。
2. 「ヒヤリ・ハット」の情報収集で事故を未然に防ぐ。
  - (1) 「ヒヤリ・ハット」情報の収集・分析を継続的に実施し、環境改善を図る。
  - (2) 「ヒヤリしたこと、ハットしたこと」を積極的に報告し、全員が情報を共有し「ヒューマンエラー」や重大な事故を未然に防ぐ。
3. 船舶及び陸上機器設備点検整備記録簿を活用し点検作業の徹底及び作業手順を遵守し維持管理と事故防止に努める。
4. 社員の研修・教育・訓練を推進し、また連携を図る体制を作り、輸送の安全の強化に努める。